

20歳以上の学生の方へ

国民年金保険料の納付が猶予される

学生納付特例制度の ポイント

令和2年度版

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

ポイント2 手続きはどうするの？

ポイント3 手続きをしないとどうなるの？

ポイント4 承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？



日本年金機構

Japan Pension Service

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

- 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎ 学生納付特例制度のメリット

- ・ 老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・ 病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

- 対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす>

118万円

 +

扶養親族等の数×38万円

 で計算した額以下

ポイント2 手続きはどうするの？

- 申請の流れ

1 申請書の入手

申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

- (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
- (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

* 注意事項

令和2年4月分から翌年3月分までの期間の申請は、令和2年4月から2年後の5月末までになります。申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。

ポイント3

手続きをしないとどうなるの？

●万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎
年金

令和2年度
(年額) 977,125円(1級)
781,700円(2級)

※障害等級は、身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。

※国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

ポイント4

承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの？

●将来受け取る年金の受給資格期間には算入されます ただし、年金額には反映されません

「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

その他、詳細は年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

学生納付特例制度を利用しない場合は？

● 保険料は、まとめて納める「前納」がお得です

前納（前払い）すると、保険料が割引になりお得です。また、口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。詳しくは、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。

* 令和2年度保険料額

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
月々支払の場合の納付方法		16,540円	99,240円	198,480円	397,800円 ^(注)
前納	現金・クレジットカード支払 (割引額)		98,430円 (810円)	194,960円 (3,520円)	383,210円 (14,590円)
	口座振替 (割引額)	16,490円 (50円)	98,110円 (1,130円)	194,320円 (4,160円)	381,960円 (15,840円)

(注) 令和2年度保険料16,540円の12カ月分と令和3年度保険料16,610円の12カ月分の合計です。

産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで！

- 24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！
 - ・ 国民年金を納めた後に、納付の月数が増えたことを確認してみませんか？
 - ・ 会社に就職後、厚生年金の加入を確認してみませんか？
- 将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます！

スマートフォンでの
ご利用登録は、こちらから



年金手帳があれば登録はカンタン！
詳しくはWEBで!!

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

受付開始日：令和2年5月1日

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※)が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

(裏面の承認の所得基準をご確認ください)

※ 令和2年2月以降の任意の月(収入が急減した月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し推計します。

申請の対象となる期間

令和元年度分として **令和2年2月分から令和2年3月分まで**

令和2年度分として **令和2年4月分から令和3年3月分まで**

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※ 「**@特例認定区分**」欄の「**3. その他**」に○をし、「**臨時特例**」と記入してください。

2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

※ **所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。**

3. 学生証のコピー

※ 令和元年度分と令和2年度分の2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。(申請書が二枚必要となります)

なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては令和2年度分のみを申請してください。

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

*** 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。**

日本年金機構ホームページはこちら▶



お問い合わせ先

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

簡易な所得見込額の申立書（記入例）

この記入例は、令和2年4月に収入が減少した場合（4月給与3.5万円）で給与収入のみの学生の方の例です。

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

● **① 申請対象期間**
この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は、
① 令和元年度分（令和2年2月分～3月分）
② 令和2年度分（令和2年4月分～令和3年3月分）
となりますので、上記①と②の年度ごとに「学生納付特例申請書」及び「所得の申立書」が必要となります。なお、令和2年1月以前分を申請する場合は、「所得の申立」は添付せず申請してください。

● **② チェックをしてください。**

● **③ 学生で収入が減少した方の氏名**

● **④ 減少後の所得見込額（控除後所得）**
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した申請者（学生の方）の氏名を記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の「裏面」をご活用ください。

● **左下の署名欄をご記入ください。被保険者が自署した場合は押印は不要です。**

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際に
ご活用ください。なお、この面は記入されていない場合でも構いません。

● **A** 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

● **C** 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

● **D** 給与収入のみの方の場合の例
・ B欄の金額×40%
※上記式で計算した額が65万円に満たない場合は「65万円」

● **E** 給与収入のみの方の場合の例
・ 給与収入が65万円以下の場合 : 0円
・ 給与収入が65万円を超える場合: B欄 - D欄

● このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

承認の所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。（申請者本人のみ）

$$118\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} + \text{社会保険料控除額等}$$

注意事項

- 海外留学（おおむね1年）している期間は、強制加入の対象でないため学生納付特例の申請ができません。
- 任意加入被保険者の方のご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、学生納付特例が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合、この所得の申立書がなくても申請ができます（詳しくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」の裏面をご覧ください）。

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の方は、外国人の方を含めて、日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、保険料を納めることが法律により義務づけられています。（滞在期間に関わらず、日本国内に住所を有する方は日本の公的年金制度である国民年金制度に加入し、保険料を納めることが法律により義務づけられています。）

しかし、保険料を支払うことが経済的に困難な場合、学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。（この申請手続きは毎年必要です。）

この申請手続きを行うことで、あなたが将来年金を受け取る権利を確保するだけでなく、あなたが万が一、事故などにあい、障害を負ったときに障害基礎年金を受け取ることができる権利を確保することができます。

〈対象となる方〉

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が 1 年以上の課程（なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。）

【申請時の注意点】

● 申請する年度について

- ・ 学生納付特例の 1 年度は 4 月～翌年 3 月までです。（4 月から始まり翌年 3 月までの 1 年間です。）
- ・ 翌年度も引き続き学生納付特例の申請を希望する場合は、改めて 4 月に申請手続きが必要です。

● 学生納付特例が申請できる期間

- ・ 過去の年度分……申請書が受理された月から 2 年 1 カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。
 - ・ 今年度分 ……翌年 3 月（1 月～3 月に申請したときは、その年の 3 月）分まで。
- ただし、1 枚の申請書で申請できるのは、4 月から次の年の 3 月までの 12 カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。

※ 過去の年度分は 2 年 1 カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

- ・ 在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）※コピーは A 4 判で添付してください。
- ・ 失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど）を添付してください。その他、必要な添付書類は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へお尋ねください。

● マイナンバーにより各種手続きを行う場合

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

- ① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、学生証と健康保険被保険者証の 2 点など

【申請書の提出先等】

- この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。
- 学生納付特例事務法人（在学している教育施設が指定されている場合）へ申請を委託することもできます。
- 3 枚目は本人控えですので、お手元に保管してください。
あなたが国民年金保険料の学生納付特例を申請する場合、申請書記入例が裏面にありますので、ご覧ください。

記入例

国民年金保険料学生納付特例申請書の記入例です。国民年金保険料の学生納付特例を申請する場合、あなたが記入する部分は赤字の部分です。(日本語または英語(アルファベット表記))で記入してください。数字はアラビア数字で記入してください。なお、記入内容が不明の場合、日本語での記載をお願いする場合があります。

あなたが学生納付特例申請をするという意思表示の欄です。また、前年の所得についての記入誤りがないこと、この申請に必要なあなたに関する情報(所得情報等)の確認を日本年金機構に委任することを承諾する欄です。

・マイナンバー(個人番号)または基礎年金番号を記入してください(基礎年金番号で申請する場合は左詰めで記入してください)。

・あなたの氏名を記入してください。

・あなたが学生納付特例を希望する期間を記入してください。
 ・学生納付特例の期間は、4月~翌年3月までです。
 (例) 令和2年度分(2020年度分)
 => 2020.4~2021.3

・過去の年度分は、申請書が受理された月から2年1カ月前まで(すでに保険料が納付された月を除く)申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

・あなたの入学年月から卒業予定年月を記入してください。

●必ず記入してください。

・所得は収入から必要経費を除いたものです。
 ・所得がない場合は、「1.なし」、所得が118万円以下の場合は「2.あり(118万円以下)」、所得が118万円を超える場合は「3.あり(118万円超)」に○をつけてください。
 ※税申告を行っていない場合や、分からない場合は、お近くの市区役所・町村役場にご確認ください。

・申請期間中に海外から転入した場合は国名と転入日、海外に転出した場合は国名と転出日を記入してください。(例:あなたが現在は日本に居住していて、2020年4月1日にアメリカ合衆国から転入した場合は、「2020年4月1日アメリカ合衆国から転入」と記入してください。)

・学生証のコピーを添付してください。

国民年金保険料 学生納付特例申請書です。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和2020年4月1日
 以下のとおり学生納付特例を申請します。
 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認に年金機構に委託

あなたの住所
 〒123-4567
 TOKYOTO, SUGINAMIKU, TAKAIDONISHI, 1-2-3

あなたの氏名
 被保険者氏名: JOHN SMITH

あなたの生年月日
 7. 平成 1990年 8月 10日

あなたの氏名
 氏名 JOHN SMITH

申請期間を記入する欄
 申請期間(申請期間) 平成2020年4月から 平成2021年3月まで

在学予定期間を記入する欄
 在学予定期間 平成2020年4月から 平成2023年3月まで

学校の名称
 ABC University

学校の所在地
 TOKYOTO 府 県 SUGINAMIKU, XX-CHO

学生の区分
 1. 学生(学位あり) 4. 研究生
 2. 通信制・通信課程 5. その他
 3. 科目履修生

学生証の有効期限
 平成2021年3月まで

前年所得について記入する欄
 前年所得 1. なし 2. あり(118万円以下) 3. あり(118万円超) => 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり(人)・なし】

特例認定区分(特例)
 1. 失業 平成2020年4月1日 => 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他

備考
 2020年4月1日アメリカ合衆国から転入

市区町村確認欄 学生証確認済

【留意事項】
 ○学生証のコピーをA4判で添付してください。
 ○学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
 ○在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

・「提出年月日」、提出日時点の住民票の住所、あなたの氏名(パスポートに記載のアルファベット表記)を記入してください。

・あなたの生年月日を記入してください。(西暦で記入してください)

・電話番号を記入してください。

・学校名を記入してください。

・都道府県名・郡市区名・町村名まで記入してください。

該当する区分に○を記入してください。該当する区分がない場合は「5. その他」に○を記入のうえ、()内に具体的に記入してください。

・学生証に記載された有効期限を記入してください。学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

・あなたが会社を辞めたこと等を理由として申請するときは、会社を辞めた翌日を記入してください。働いていた時の雇用保険の加入について、あり・なしに○をつけてください。ありの場合は失業を証明する書類を添付してください。

1 国民年金などの公的年金の概要

- (1) 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。
- (2) 公的年金は社会全体で支えあう世代間扶養の仕組みで成り立っています。
- (3) 公的年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金もあります。
- (4) 国民年金では、受け取る年金額の一部を国が負担しています。
- (5) 公的年金で納めた保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。

2 月々の保険料

令和2年4月分から令和3年3月分の国民年金の月々の保険料は16,540円です。

保険料は、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で現金による納付のほか、口座振替、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付できます。

3 国民年金から支給される年金給付

(1) 老齢基礎年金

国民年金の保険料を10年以上納めたなどの条件を満たした方に、原則65歳から支給されます。

(2) 障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日のある病気やケガにより、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。

(3) 遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなった場合は、その方に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、又は子）に遺族基礎年金が支給されます。

○詳しくは、住所地の市町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

日本年金機構

検索

年金の加入に関する一般的なお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤルへ」



0570-003-004 (ナビダイヤル)

050で始まるお電話でおかけになる場合 (東京) 03-6630-2525 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



All people aged 20-59, regardless of nationality or length of stay, who have registered address in Japan must be covered by the National Pension system, which is a Japanese public pension system, and must pay contributions by law. If you are a student and have financial difficulty in contribution payments, however, you may apply for the Special Payment System for Students. If your previous year's income in Japan is equal to or less than a specified amount, you may apply to be granted an exemption or postponement of contribution payments. You need to file an application for each year.

By taking this procedure, you establish valid coverage periods to be included in the requirement to receive future old age pension as well as today's pension benefits in case you accidentally get injured and suffer from disability.

〈Who are applicable students?〉

Any student of university (including graduate school), junior college, senior high school, technical college, special vocational school, and other various schools*, whose previous year's income in Japan is equal to a specific amount or less, or who have become unemployed.

* Various schools include schools with one-year courses or longer, which are designated under the School Education law. (It may even include a branch school of foreign university in Japan. For details, please contact JPS Branch Office.)

NOTES ON APPLICATION

● Application year

- An applicable one year for the special payment system starts in April and ends in next March.
- If you want the special payment system to be granted continuously for the following year, basically you need to file application every April.

● Application for past year and current year

- For past years: You can apply for the special payment system for the past period retroactively for up to 25 months from the date when you file the application (if you already paid contributions for certain month(s) during the 25 months, the paid contribution however, will not be exempted/reimbursed).
- For current year: When you apply for the special payment system for current year, it covers until next March. One application covers 12 months from April to next March. If you want to apply for the special payment system for longer period, you need to prepare more than one application.

Note: You can file application retroactively to cover past 25 months at the longest from the application date. We advise you to file application as early as possible in order to establish past insurance period to be valid. If your application is delayed, it may be possible that it will disqualify you from receiving disability pension.

● Documents we need

- Photocopy (A4 size paper) of one or both sides of your student ID card "GAKUSEISHO" or original certificate of student status "ZAIGAKUSHOMEISHO", showing period of school attendance (dates of entrance and expected graduation), grade, and if any, student ID card expiration date.
- If you apply for the special payment system because of your unemployment, bankruptcy or termination of business, please provide evidence documents including photocopy of either your certificate of employment insurance benefits "KOYOHOKEN JUKYU SHIKAKUSHA SHO" or your resignation slip for insured persons under the employment insurance "KOYOHOKEN HIHOKENSHA RISHOKUHYO". For details about documents, please contact the residential municipal office or JPS Branch Office.

● Documents we need if you file application using your "My Number"

- If you file the application at our office, please provide your My Number card. If you don't have the card, please provide one document each in (1) and (2) below;
- If you mail the application to our office by post, please enclose photocopy of both sides of your My Number card. If you don't have the card, please enclose photocopy of one document each in (1) and (2) below;
 - (1) Certified copy of your resident registry showing your My Number, or your My Number notification letter (if name and address are identical as recorded on the resident registry), as proof of the authenticity of your My Number
 - (2) Your driver's license, or passport, or any equivalent document, to identify yourself as the true owner of the number. Your student ID card and health insurance certificate as one set is also acceptable.

WHERE TO FILE THE APPLICATION

- Please file your completed application at your residential municipal office or JPS Branch Office. You may mail your application to the offices by post.
- If your school is designated as an SPSS entrusted judicial person "GAKUSEI NOFU TOKUREI JIMU HOJIN" to assist the application, you may delegate application procedure. Please ask your school about it.
- Please keep page 3 of the completed application. It is your copy.

See following page in order to fill in the application form.

How to fill in the form
Sample

Please carefully read this in order to fill out the Application form for the Special Payment System for Students. Follow the sample entry **in red ink** to enter specific information in the form, either in Japanese language, English alphabets or numbers (A,B,C,...and 1,2,3,...). Please note that if the application is incomplete or missing needed data, we need to return your application and ask you to enter data in Japanese, which may cause delay in application processing.

In the first section of the form, you as the applicant, state that you are applying for the Special Payment System for Students. You also declare here that information about you, including previous year's income are complete and correct. Then you approve and entrust the Japan Pension Service (JPS) and municipal offices to share personal information including income, which are necessary to examine your application.

Enter your 12 digit "My Number" (your Individual Number in Japan) or 10 digit Basic Pension Number in ①. (For Basic Pension Number, please enter the number aligning to the left.)

Enter your name in ③.

Enter the year for which you want the special payment system (exemption or postponement) to be granted in ⑤. One application year covers from April to March. For example, if you apply for year 2020, enter 2020. 4. and 2021. 3. You can apply for past period retroactively for up to 25 months from the application date, as long as you are aged 20 and older and a student in the period. However, if you already paid contribution for some months during the 25 months, the paid contribution will not be exempted/reimbursed.

Enter year/month when you entered the university or school and expected year/month of graduation in ⑥.

《IMPORTANT》 Please indicate your income of previous year to the application year in ⑪. Circle 1. if no income, 2. if income is ¥1,180,000 or less, or 3. if income is over ¥1,180,000.

Note: Income here means your earnings minus necessary costs in Japan. If you haven't filed tax or you don't know, please consult your residential municipal office.

If you moved from/to overseas during the application year in ⑤, enter the date and name of the country you moved from/to in ⑬. For example, if you moved to Japan from the U.S.A. on April 1, 2020, please enter "Moved from the U.S.A. on April 1, 2020".

Please provide a photocopy (A4 size paper) of one or both sides of your student ID card "GAKUSEISHO", or original certificate of student status "ZAIGAKUSHOMEISHO", showing period of school attendance (dates of entrance and expected graduation), grade, and if any, student ID card expiration date.

This is a form to apply for the Special Payment System for Students.

国民年金保険料学生納付特例申請書

様式コード 4 6 2 3	日本年金機構理事 〆て 令和 2020 年 4 月 1 日		学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構
以下のとおり学生納付特例を申請します。また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認に年金機構に委託					
〒 123 - 4567 TOKYOTO, SUGINAMIKU, TAKAIDONISHI, 1-2-3			Your address		
住所: JOHN SMITH			Your name		
被保険者氏名: JOHN SMITH			Your name		
※ 前年所得(10万円)で申請する場合は「(個人番号または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。					
① 個人番号 (または基礎年金番号)	X X X X X X X X X X	② 生年月日	7. 平成 1990 年 8 月 10 日	Your date of birth	
③ 氏名	JOHN SMITH	④ 電話番号	080 - XXXX - XXXX	Your phone number	
⑤ 申請期間 (申請特例期間) 平成 2020 年 4 月から 平成 2021 年 3 月まで					
⑥ 在学予定期間 (入学予定) 平成 2020 年 4 月から 平成 2023 年 3 月まで					
⑦ 学校の名称 ABC University			⑧ Address TOKYO 都 府 県 SUGINAMIKU, XX-CHO		
⑨ 学生の区分 ① 学生(学位あり) ④ 研究生			⑩ Student category 「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。		
⑪ 学生証の有効期限 平成 2021 年 3 月			⑫ Expiration date of student ID card		
⑬ 前年所得 ① なし ② あり(118万円以下) ③ あり(118万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり()・なし】			⑭ Previous year's income		
⑮ 特例認定区分(学歴) 1. 失業 平成 2020 年 4 月 1 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()			⑯ Moved from the U.S.A. on April 1, 2020		
※ 所得に関する情報については、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。					
市区町村確認欄 学生証確認済 <input type="checkbox"/>					
【留意事項】 ○ 学生証のコピーをA4判で添付してください。 ○ 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。 ○ 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。					

Enter date (yyyy/mm/dd) of application, your address as of the application date, your name in English alphabets as shown on your passport.

Enter your date of birth (yyyy/mm/dd) in ②.

Enter your telephone number in ④. Circle on applicable phone type; 1. for home phone, 2. for mobile, 3. for workplace phone, 4. for other phones.

Enter name of your university or school in ⑦.

Enter address of your university or school, including prefecture, city and town in ⑧.

Circle on applicable category of students in ⑨; 1. for student (degree to be granted at graduation), 2. for correspondence course, 3. for credited auditor "KAMOKU RISHUSEI", 4. for research scholar, 5. for others.

Enter year/month of your student ID card expiration date in ⑩, if available.

If you apply for the special payment system because you became unemployed, e.g., resigned a company, please enter the date (yyyy/mm/dd) of following day of resignation in ⑫. If you were covered by the employment insurance before resignation, circle "あり" (yes) shown on right side of arrow mark ⇒ and submit evidence document to prove the insurance coverage. If not covered, just circle "なし" (no).

1. Important Points of the Japanese Public Pension system: National Pension system

- (1) All people who are registered to reside in Japan and aged between 20 and 59, irrespective of their nationality, must be covered by the National Pension system and pay contributions by law.
- (2) The public pension systems (including the National Pension system) are designed with a financial intergenerational support mechanism.
- (3) The public pension systems pay not only the old-age pension, but also the disability pension and the survivors' pension when you have unexpected financial difficulties.
- (4) The Japanese government subsidizes part of the pension benefits fund.
- (5) Your public pension contributions are subject to tax deduction as "social insurance contribution".

2. Monthly Contributions

The contribution amount for the National Pension is ¥16,540 per month from April 2020 to March 2021. You can pay your contributions in cash at banks and other financial institutions, post offices, and convenience stores. You can also pay it using automatic bank transmission, the Internet payments or by credit card.

3. National Pension Benefits

(1) Old-age Basic Pension

If you have paid the National Pension contributions for at least 10 years and meet the requirements, the Old age Basic Pension is paid to you when you become 65 years old.

(2) Disability Basic Pension

The Disability Basic Pension is paid to you if you become sick or get injured while you are covered by the National Pension system and the sickness or injury eventually causes such disability as specified as the Grade 1 or Grade 2 disability.

(3) Survivors' Basic Pension

When an insured person of the National Pension system dies, the Survivors' Basic Pension is paid to his/her dependent spouse taking care of child(ren) or to his/her dependent child(ren).

For more details, please contact JPS Branch Office or National Pension section of your residential municipal office.

Visit JPS website at <https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

Japan Pension Service Click

For general inquiries about pension coverage, please call us at;

"Nenkin Kanyusha Dial" 0570-003-004 (local discount rate)

If your phone number starts with 050 please call: 03-6630-2525 (regular rate)

Service hours: 8:30 – 19:00, Monday – Friday

9:30 – 16:00 for second Saturday of a month

Out of service on holidays (other than second Saturday of a month), from 29 December to 3 January

